

交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として制定。

経緯

平成25年11月 1日：閣議決定、国会提出
平成25年11月27日：可決・成立
平成25年12月 4日：公布・施行

基本理念等

- ・ 交通に関する施策の推進に当たっての基本的認識
- ・ 交通の機能の確保及び向上 ・ 交通による環境への負荷の低減
- ・ 交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携
- ・ 連携等による施策の推進 ・ 交通の安全の確保

交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要

責務等

国・・・交通に関する施策を総合的に策定・実施、情報の提供等
地方公共団体・・・国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定・実施、情報の提供等
交通関連事業者・施設管理者・・・業務を適切に行い、国等の施策に協力、情報の提供
国民等・・・基本理念についての理解と実現に向けた主体的な取組み、国等の施策に協力

交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

政府は、交通に関する施策に関する基本的計画を定めるとともに、毎年、国会に交通の動向及び交通に関して講じた施策に関する報告書を提出

法制上の措置等

政府は、交通に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない